

放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第六二号)

(衆議院送付)要旨

従来、環境基本法においては、放射性物質による環境汚染の防止のための措置を原子力基本法等の関係法律に委ねていたが、平成二十四年六月に成立した原子力規制委員会設置法により、環境基本法が改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除された。このため現在では、放射性物質による環境汚染の防止のための措置が環境基本法の対象とされている。一方、大気汚染防止法等の関係法律には、放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定が置かれている。本法律案は、このような状況を踏まえて、放射性物質による環境汚染を防止するため、大気汚染防止法等の関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除するとともに、放射性物質による大気汚染及び公共用水域等の水質汚濁の状況を常時監視する規定を設けることとする。

## 二、環境影響評価法の一部改正

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除し、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染についても環境影響評価の対象とすることとする。

## 三、南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正

放射性物質による環境汚染について適用を除外とする規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による大気汚染等も含めて確認することとする。

## 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、三は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。